

## 基本的施策の内容について

新条例基本的施策項目表		福井県歯と口腔の健康づくり推進条例 (R3. 4. 1施行)	京都府歯と口の健康づくり推進条例 (H24. 12. 27施行、R3. 7. 7改正)	みえ歯と口腔の健康づくり条例 (H24. 3. 27施行、R3. 4. 1改正)	長野県歯科口腔保健推進条例 (H22. 10. 21施行、R3. 10. 18改正)
(1)	情報提供普及啓発意識向上	1 歯と口腔の健康づくりに関する情報の収集および知識の普及啓発の推進	9-1 歯と口の健康づくりに関する情報の提供や知識の普及啓発に関すること。 9-3 8020運動などを通じた府民の歯と口の健康づくりに関する意識の向上の促進に関すること。		(1) 歯及び口腔の健康づくりの推進に資する情報の収集及び提供並びに歯及び口腔の健康づくりに関係する者の連携体制の構築に関すること。 (11) 歯及び口腔の健康づくりに関する普及啓発に関すること。 (12) 8020運動(80歳で自分の歯を20本以上維持することを目的とした取組をいう)の推進に関すること。
(2)	妊娠・産後・乳幼児期・学齢期・青年期・成人期・高齢期	2 妊娠前から子育て期までにおける歯科健診および歯科保健指導の受診促進 4 学齢期におけるセルフケアの定着の促進 5 成人期における定期的な歯科健診の受診促進	9-4 府民ひとりひとりが生涯にわたって定期的に歯科健診を受けることや必要に応じて歯科保健指導を受けることの促進に関すること。 11-1 むし歯や歯周病など歯科疾患の予防や改善に関すること。 11-2 事業者や医療保険者などによる歯科健診や歯科保健指導の機会の確保に関すること。 11-5 歯科健診の促進など妊産婦の歯と口の健康づくりに関すること。 12-2 高齢者が住み慣れた地域で適切な歯科保健医療サービスの提供を受けることができるための環境の整備に関すること。	3 妊娠前から子育て期までにおける母子が必要とする歯科検診等を受けることができる環境の整備に関すること。 8 事業所における従業員の健康管理による歯と口腔の健康づくりの推進に関すること。	(2) 県民が定期的に歯科口腔に係る検診及び歯科保健指導を受けるための取組の推進に関すること。 (3) 市町村等が行う母子保健に関する事業、学校保健に関する事業、高齢者の保健に関する事業その他保健に関する事業との連携によること。 (5) 乳幼児、障害のある者、介護を要する者その他特に配慮を要する者に対する歯科口腔に関する保健医療サービスの確保に関すること。
(3)	障害者介護を必要とする者認知症	7 障がい者、介護を必要とする高齢者、退院支援を必要とする患者その他の定期的な歯科健診または歯科医療の受診が困難な者に対して、定期的な歯科健診または歯科医療を提供するための福祉関係者との多職種連携の推進 8 介護保険施設に協力歯科医の設置を干渉し、歯科医師および歯科衛生士が介入した施設入居者の適切な口腔機能管理の推進	13-1 障がい者が適切な歯科治療の提供を受けることができるための環境の整備に関すること。 13-2 介護を必要とする者が適切な歯科保健医療サービスの提供を受けることができるための環境の整備に関すること。	2 医療的ケア児(人工呼吸器を装着している障害児その他の日常生活を営むために医療を要する状態にある障害児をいう)、障害者その他歯科検診等を受けることが困難な者が歯科検診等を受けることができる環境の整備に関すること。	
(4)	フッ化物の応用	3 口腔機能を獲得する乳幼児期および学齢期におけるフッ化物応用等の科学的根拠に基づく虫歯予防の推進	10-1 歯科健診、フッ化物による洗口やその塗布などのむし歯予防対策に関すること。	4 幼児、児童及び生徒に関する歯と口腔の健康づくりの推進を図るため、学校等におけるフッ化物洗口等の科学的根拠に基づく、効果的な歯科保健対策の推進並びに学校等がフッ化物洗口等を行う場合における助言及び支援に関すること。	(3) 市町村がフッ化物応用等により歯科口腔疾患の予防対策を行う場合、その実施に当たり必要な措置に関すること。
(5)	食育、生活習慣病(がん、糖尿病等)の予防、喫煙	12 歯と口腔の健康づくりならびに食育および生活習慣病の関連性に関する情報の提供の推進	9-2 食育を通じた歯と口の健康づくりに関すること。 10-2 適切な食生活や歯みがきを子どもに定着させることなど歯周病の予防対策その他の歯と口の健康づくりに関する指導に関すること。		(14) 前課号に掲げるもののほか、感染症の予防対策、たばこによる歯及び口腔の健康被害の防止対策、糖尿病等の生活習慣病の予防対策その他の歯及び口腔の健康づくりを推進するために必要な事項に関すること。
(6)	オーラルフレイル	6 高齢期におけるオーラルフレイル予防を通じた摂食嚥下障害の予防、歯と口腔機能の維持の支援および定期的な歯科健診の受診促進	11-3 喫煙による歯と口の健康への悪影響の防止に関すること 11-4 糖尿病などの生活習慣病の改善に資する歯と口の健康づくりに関すること。	7 成人期における歯と口腔の健康づくりと喫煙及び生活習慣病との関連性に関する情報の提供及び啓発に関すること。 9 認知症の症状がある者、介護を必要とする者、高齢者がフレイル及びオーラルフレイル対策(口腔機能の低下及び当該機能の低下が進行することにより生じる心身の機能の低下を未然に防ぐための取組みをいう)等の介護予防サービスを受けることができる環境の整備に関すること。	(13) オーラルフレイル対策(心身の機能低下につながる口腔機能の虚弱な状態を早期に把握し、及び回復させ、並びに当該状態となることをよぼうするための取組をいう。)の推進に関すること。
(7)	誤嚥性肺炎予防地域包括ケア・多職種連携				
(8)	医科歯科連携周術期	11 周産期、生活習慣病、認知症等における口腔機能管理を適切に行うための医歯薬連携体制の構築の推進		13 医科歯科等の連携の推進に関すること。	(8) 歯科及び医科の連携による保健医療サービスの充実に関すること。
(9)	虐待	9 児童虐待の早期発見のための教育保育関係者、福祉関係者および歯科医療等業務従事者との連携の促進		5 歯科医療関係者と協力し、児童虐待の防止等に関する法律第5条に規定する児童虐待の早期発見等に関すること。	
(10)	災害・感染症	13 災害発生時の歯科医療または歯科保健の提供体制の整備の促進 14 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第六条第一項に既定する感染症の発生時における歯科医療体制の整備および医療物資の確保	14-6 災害発生時、感染症まん延時などにおける適切な歯科保健医療サービスの提供に関すること。	11 平常時における災害及び感染症に備えた歯科保健医療体制の整備並びに災害発生時における迅速な歯科保健医療体制の確保に関すること。	(7) 災害時における歯科口腔に関する保健医療サービスの迅速な提供のための体制の確保に関すること。
(11)	歯科医療従事者の確保資質向上	10 スポーツ外傷の予防の観点から、教育保育関係者およびスポーツ関係者との連携によるアスリートの口腔機能の障害防止の推進 15 歯科医療等業務従事者の確保ならびにこれらの者の知識および技能の向上	14-2 歯科医療等業務従事者の確保に関すること。 14-3 歯と口の健康づくりの推進に携わる者の資質の向上に関すること。 14-4 歯と口の健康づくりの推進に携わる者の連携体制に関すること。	6 スポーツによって生じる口腔の外傷等の予防及び軽減に関すること。 12 口腔健康管理及び歯と口腔の健康づくりに係る業務に携わる者の人材確保、育成及び歯質の向上に関すること。	(9) 歯科口腔に関する保健医療サービスに携わる者の確保及び資質向上に関すること。
(12)	調査研究		14-1 歯と口の健康づくりの推進に向けた調査や研究に関すること。	15 歯科疾患に係る効果的な予防及び医療に関する研究に関すること。	(10) 歯及び口腔の健康づくりの推進に資する調査研究に関すること。
(13)	環境整備体制整備		14-5 府内全ての地域で適切な歯科保健医療サービスの提供を受けることができるための環境の整備に関すること。	1 全ての県民が、生涯にわたって、歯科検診等を受けられる環境の整備に関すること。 10 中山間地域等(山間地及びその周辺の地域その他の地勢等の地理的条件が悪く、歯科検診等を受けることが困難な地域をいう)における歯科検診等を受けることができる環境の整備に関すること。 14 歯科医療に係る地域での包括的な支援及びサービス提供体制の整備に関すること。	(6) 中山間地域等(山間地及びその周辺の地域その他の地勢等の地理的条件に恵まれず、歯科口腔医療等を受けることが困難な地域をいう。)における歯科口腔に関する保健医療サービスの確保に関すること。
		16 前各号に掲げるもののほか、歯と口腔の健康づくりを図るために必要な施策の推進		16 前各号に掲げるもののほか、歯と口腔の健康づくりに関すること。	